

BGに関するQ&Aまとめ

2026/7/20版

BG説明会実行委員

大使の皆様こんにちは。AJEMUN実行委員です。現在、BGに関していくつか質問をいただいております。今回は、7月18日と19日に行われたBG説明会で受けた質問のうち大使の皆様へ周知していただきたいものを抜粋して共有させていただきます。

公平を期すためにInstagram等から個別に議題に関して返答することはできませんが、今後さらに回答が必要な質問が出てきた場合には、Q&A集を更新する形で回答します。

また、模擬国連のルールに関する質問に関しては、来週行われます初心者説明会にて回答いたします。ぜひご参加ください。会議細則も後日共有いたしますので、そちらも合わせてご確認ください。

○ICCの機能・権限、ローマ規定に関して

①領域に関するQ&A

・場所的管轄権の「領域」について詳しく説明していただいてもよろしいでしょうか？

→ICCは、ICCの締約国の中で行われた犯罪について、また、国籍がICCの締約国である被疑者について、行使することができます。

・ICCが介入できる条件として意思のない場合というものがありませんでしたが、その裁定はICCが行うということで合っているのでしょうか？又は、他の機関と共同で行ったりするのでしょうか？

→ローマ規程に記載されている通り、国家が事態を適切に対処する意図がない場合をICCが判断します。一方で、ICCには判決や逮捕を強制執行する権限はありません。そのため、加盟国が協力しなければ、何年も執行されないケースがあります。

・領域に関して、bgに書かれているその国に登録された船舶や航空機の内部も含まれますか？

→船や飛行機も、どこかの国に帰属しているため、それが加盟国のものであれば領域内とみなされます。

→ローマ規定第12条、管轄権を行使する前提条件を読んでいただくと理解が深まると思います。

・場所的管轄権についてですが、犯罪が締約国と非締約国の間で領土問題が起こっている地域で行われた場合はどうなりますか？

→Case by caseになるかと思われます。過去の判例を調べることがカギになるかもしれません。

・ケースバイケースだと他国から非難されたりしないのでしょうか。A国だとこの事例で有罪だったのに似たような事例でB国のときは無罪だった！みたいなことは起きないのでしょうか。

→そうならないように、判例や過去の事例を参考にして、多くの過程を経て判決を下しています。しかし、その状況とは少しずれてしまうかもしれませんが、説明会内の背景情報の紹介でもあったように、ICCの活動に関してアメリカなどからの反発がないわけではありません。

②安保理とICU

・制裁はICCが非協力と認定したら安保理に自動的に委託されるということですか？

→必ずというわけではありません。ICCが非協力を認定することもできますし、安保理からICCに付託することもできますが、安保理が自動的に受理するわけではありません。

・法的拘束力を持つためには必ず安保理に付託しなければならないのでしょうか？

→安保理から付託された事態に関しては、ICCは事態に非協力だと認定した国を安保理に報告することができます。その後、経済制裁が課されるかは安保理の決定次第となります。

・南アフリカがローマ規程上の義務に違反したとBGに記載がありますが、ローマ規程に違反した場合の罰則などはあるのでしょうか。

→ローマ規程違反に対する自動的な罰金や制裁はありません。ICCは「非協力」を認定し、締約国会議や安保理に付託できますが、実際に処罰されるとは限りません。

・論点一の制裁かインセンティブかというテーマに関してなのですが、成果文書で制裁を行うことを明記することになった場合、その条文は実効力を持つのでしょうか？実際に制裁を行うことが可能になるのでしょうか？

→ICCが安保理に委託することで制裁がなされるため、この会議だけではできません。非協力の認定までは可能です。

③その他

・BG21pに「ICCはほかの国際裁判所と同様に、加盟国が決定に従うことを強制する権限がない。～」とありますが、ほかの国際裁判所とは具体的に何があるのでしょうか。

→国際司法裁判所（ICJ）、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）などが挙げられます。これらの国際裁判所も、独自の警察力や執行機関を持たず、判決や逮捕状の執行は各国の協力に依存しているという点でICCと共通しています。そのため、ICCも加盟国が決定に従うことを自ら強制する権限は有していません。

○論点1に関して

①普遍性

・BGに記載されている、「普遍性を高める」というのは、世界における大国などの加盟国を増やすという意味であっていますでしょうか。

→それもあると思います。大国が参加していないことで財政的な偏りや、執行力の欠如からの問題が発生している現状があるため、そのような取り組みは効果があるかと思われます。

・「普遍性の欠如」ということに対するイメージがまだ掴めていません。普遍性の欠如というその言葉自体の意味は、どんな場面でも当てはまる性質が不足していることだと思いますが、具体的にこの議題の場合にはどのようなことを指すのかをお聞きしたいです。

→大国が参加していない、国連加盟国すべてが加盟していない、そのような状況下で、地域的に格差があり、強制的な協力義務がなく、管轄権が行使できない領域があるという点で、普遍性がないととらえております。

②地域機構

・論点1に含まれる地域機構との連携についてなのですが、地域機構と連携するにはICC内での方針決定と実際に地域機構との交渉があると思います。今会議では前半を議論することはもちろんだと思いますが、後半についても交渉してよいのでしょうか。例えば、議場にいる地域機構加盟国を代表して扱うことなどはありうるのでしょうか。

→地域機構の加盟国として交渉することは可能だと思います。しかし、地域機構に加盟していてもICCに加盟していない国はいると思いますので、地域機構全体の意思として決定するのは難しいかと思われます。

・地域機構との連携方針を確定した暁には、決議案にどのように記載するのが適切なのでしょうか。AU、EUなど名称を出すことは可能でしょうか？

→可能です。しかし、EUやAUと具体的に言及する場合は、議場にいる国には確認する必要がありますと思われる。地域機構とある程度曖昧に描くのであればその必要はないかと思われます。実際の会議でどうかは不明ですが、模擬国連ではそのようになるかと思われます。

・概説書14ページにて『積極的補完性』による各国の能力構築支援が挙げられています。ICCが介入を決定する国々の司法崩壊や機能不全の判断基準（第17条）は具体的にどう定義されるべきでしょうか。また、かつてタンザニアのアルーシャにICTR（ルワンダ国際刑事裁判所）が置かれていたように、アフリカ地域独自の司法メカニズムを強化・補完する具体的な支援策について、本改革でどのように位置づけられるべきか、議長の見解を伺いたいです。

→前半については、BGに記載のとおり、第17条の「意思がない（unwilling）」または「能力がない（unable）」という基準を前提として議論してください。具体的な判断基準については各国の立場から提案・具体化していただくことを期待しています。

後半については、アフリカ連合（AU）など地域機構との連携や地域的司法メカニズムの活用・支援は、本会議の論点に含まれます。例えば、人材育成、司法能力構築、情報共有、共同研修などを通じた支援策は十分に議論可能です。

→明確な定義や基準は不明です。検察官の判断によって変わっているかと思われます。

地方メカニズムに関する議論や司法に関しては、ASPの管轄外になるため難しいかと感じます。もちろん地域機構との連携は触れてもらって構いません。

③その他

・BGの論点1に「強い権限をもつ」という言葉があると思うのですが、ICCの権限を強化するためにはどの機関に対してどのような形で要請することを想定していますか？

→今回の会議では、主に締約国会議（Assembly of States Parties：ASP）として、締約国に対する制度改革や協力強化を検討することを想定しています。

例えば、

- ・締約国による資金拠出の強化
- ・逮捕状執行への協力義務の履行促進
- ・国内法整備の促進
- ・ICCへの人的・技術的支援
- ・ローマ規程改正の検討

などが考えられます。

なお、国連安全保障理事会の権限をASPが変更することはできません。そのため、権限強化については、ASP及び締約国が実現可能な範囲で提案を行うことを想定してください。

○論点2に関して

・ICCの改革を金銭的面を含めて議論する、とありますが、実際の会議ではそれぞれの国の予算の割合等具体的な数字を交えて話すということでしょうか。

→大使の皆さん次第だと思います。財政の問題は存在するので、それにどういった対処するかは議場や大使の皆さんの判断によって変わります。

・論点2において、執行機関を設定するなど、変革のレベルがかなり高いものを提案することは可能ですか？

→可能です。ただし、その場合は実現可能性や政治的・法的課題も含めて提案することを期待しています。例えば、ICC独自の執行機関の設置を提案すること自体は可能ですが、国家主権との関係や財源、加盟国の同意などの課題も踏まえて議論してください。

なお、本会議はICCの改革を前提としているため、ICCを廃止したり新たな国際刑事機関を設立したりする提案はアウト・オブ・アジェンダとなります。

○アウトオブアジェンダについて

・アウトオブアジェンダ2についてなのですが、『2, 法解釈の議論X 条文の削除及び追加の議論O』について、法解釈によって追加したい条文や削除したい条文が変わってくるのではないのでしょうか？

→もちろん変わってしまうことは考えられるので、最低限その解釈をすり合わせることも必要になる場面もあるかと思います。しかし、法解釈に関しての議論がメインではないため、過度に議論することはお控えください。

・BGp6に記載されている使用可能な情報については政治的な内容は例外として考えるという解釈で合っていますか？

→政治的な内容を一律に例外扱いする、という解釈ではありません。BG6ページでは、会議設定上、AJEMUN前日までに公表された情報を使用してよいとされています。したがって、政治的な発言や動向についても、前日までの公開情報であり、かつICC改革の論点に関係するものであれば使用できます。

ただし、使用できることと、会議で自由に議論できることは別です。政治的な情報を扱う場合も、議論はあくまでICCの制度設計や実効性への影響に限定してください。特定の国家・政権の正当性を断定的に評価したり、国家の道徳的批判に終始したりすることはアウト・オブ・アジェンダです。

・アウトオブアジェンダに特定国家または政権の正当性に関する断定的評価と書いてありますが、例えば締約国が行った(モンゴルが引き渡ししなかったとか)行動に対し批難するもしくはよくない例の一つとしてDRで想起するなどは可能でしょうか。

→特定の国に言及してしまったり、善悪の定義をしてしまうと、それは各国によって判断が変わってくるため、アウトオブアジェンダになります。

・アル・バシール氏らの事例に見る『現職元首の免除』と『逮捕義務』の衝突に関し、周辺国との関係などから義務を果たせないか国への救済措置や、締約国会議（ASP）への付託を超えた『現実的な不履行解決のプロセス』は議論の対象ですか。

→はい、議論の対象です。BGでも、現行制度ではASPへの付託だけでは実効性が十分でないことが課題として示されています。そのため、非協力国への救済措置や段階的な協力プロ

セス、地域機構との連携、インセンティブ付与など、ASP付託を超えた実効的な解決策を提案・議論していただいて構いません。

・ローマ規定の121条4項で8分の7が～といった記載があるのですが、それについての解説とそれが今会議にどのように影響するのかについて教えていただきたいです。

→今回の会議では、専門的すぎてしまうため、議論しないでいただきたいです。

・先日アメリカのルビオ国務長官がICCの解体について言及していましたが、これによってICC自体に生じる懸念等ありましたら教えていただきたいです。

→本会議では現実の最新の政治的発言そのものを扱うのではなく、BGで示された状況を基礎として議論を進めていただくようお願いいたします。

○その他

①条文の追加・ローマ規定改定

・ローマ規程に条文を追加することを議論することは可能でしょうか。

→可能です。ぜひ積極的に議論していただきたいです

・ICC改革の一環として扱う犯罪を増やす（環境犯罪など）提案をすることは可能ですか

→ローマ規定の条文を追加することは可能なので、そういった条文を追加するのであれば、可能です。

・ローマ規定改定について、今会議で改定を決定したらそれは確実に行われるようになりますか？今会議の決議文書はローマ規定を改定する権限を持つ締約国会議として、後に改定することを事前に宣言するということでしょうか。

→ 今回の会議では、ASPがローマ規程の改正を決定できる議場として扱います。ただし、模擬国連で採択された成果文書が現実世界で直ちにローマ規程を改正するわけではありません。したがって、本会議では「ASPとしてローマ規程の改正を決定した」という設定で成果文書を作成していただいて構いません。一方で、現実のローマ規程第121条に定められた批准・受諾などの発効手続については、本会議では扱わないものとします。つまり、本会議

では改正決定までをシミュレーションし、その後の各国での批准手続等は省略するという認識で問題ありません。

・ローマ規定の改定は改定案をそれぞれの国が提案することが前提となっているためか、ローマ規定内には改訂の提案から3ヶ月後の会合にて議題として取り上げるかどうかを議論するという規定になっていますが、今回の会議では、そこは飛ばして、その日決まったことで改定が実行されるという認識で大丈夫ですか？

→はい。その認識で大丈夫です。

・ローマ規定の改定をするとしたらそれはどのような書式でDR（決議文書）に記載するのですか？

→DRの形式については今後HP等から共有させていただきます。普段の模擬国連とは少し異なったものになることが予想されます。

・今会議はローマ規定の改定を前提としているのですか？それとも決議とした形で締約国会議での声明を国際社会に出すことを目的としているのですか？

→締約国会議での声明を国際社会に出すことの一環として改定があるととらえております。

②成果文書

・加盟していない国の名前を書かないようにとのことですが、加盟国の名前を出したうえでの議論をすることは可能ですか？

→成果文書に非加盟国の名前は載せることはできません。議論中には出していただいて構いません。

・BGには成果文書は法的拘束力を有しないとありますが、ルールブックでは文書の効果として決議の内容によっては経済制裁をかけることもありうるかとあり、その区別を教えてください。また、採択された成果文書について、「ICCの司法・訴追機能に対して指示を与えたり干渉したりする法的効力は有さない」や「決議となると拘束力が生まれる」とありますが、結局のところどのようなようになるのでしょうか。拘束力のある範囲についてもお聞きしたいです。

→今回の議場はローマ規程締約国会議（ASP）です。ASPは、ICCの予算、組織運営、裁判官の選出、規則やローマ規程の改正手続など、行政的・立法的事項について決定できます。

一方で、ICCの司法判断や検察官の捜査・訴追に指示を与えたり、個別事件の有罪・無罪、逮捕状の発付、捜査・訴追の開始・中止に介入したりすることはできません。そのような内容は成果文書に含めることができず、修正または削除の対象となります。

→また、ASPには、決議だけで個人や国家に経済制裁を直接科す一般的な権限はありません。ルールブックに記載されている経済制裁は、国連安全保障理事会など他の議場も含めた一般的な例示として捉えてください。今回の会議では、制裁制度の創設や締約国による措置を提案することは可能ですが、決議の採択のみで自動的に制裁が発動するわけではありません。

・今回は通常の(模擬)国連とは違い締約国会議となりますが、つまり今回は過半数ではなく3分の2以上で可決という解釈でよろしいでしょうか。また、その他投票形式に違いはありますか？

→はい。今会議では決議の採択に三分の二の賛成が可決になります。

・今回の議場はローマ規定締約国会議だと思いますが、ルールブックの文言は通常の国連総会の権限に基づくものになっているように見受けられました。あくまでルールブックに載っている文言はあくまで一例であるという認識でよろしいでしょうか？BGではなくルールブックになり恐縮ですがよろしくお願いします。

→ご認識の通りです。今回の議場はローマ規程締約国会議（ASP）ですので、BGで示した議場設定・権限を優先して議論してください。一方、ルールブックの文言は様々な議場を想定した一般的な例示を含んでいます。そのため、今回の会議ではルールブックの記載はあくまで一例として捉え、議場設定と矛盾する場合はBGに沿って解釈していただければと思います。